

宇都宮市都市機能誘導施設浸水対策促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する都市機能誘導施設浸水対策促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、宇都宮市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。（以下「適正化計画」という。））に定める都市機能誘導区域及び市街化調整区域の地域拠点区域（以下「地域拠点区域」という。）における浸水ハザードエリア内の都市機能誘導施設の浸水対策に要する費用の一部を補助することにより、都市機能誘導区域及び地域拠点区域における防災性・安全性を向上し、居住や都市機能の誘導を促進することで、将来にわたり持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 適正化計画に定めた都市機能誘導区域をいう。
- (2) 高次都市機能誘導区域 都市機能誘導区域のうち、多様な都市機能を集積する高次都市機能誘導区域として適正化計画に定めた区域をいう。
- (3) 地域拠点区域 適正化計画に定めた地域拠点区域をいう。
- (4) 都市機能誘導施設 都市機能誘導区域及び地域拠点区域に立地を誘導すべき施設として適正化計画に定めた施設をいう。
- (5) 浸水ハザードエリア 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定されている洪水浸水想定区域、同第14条の2第1項の規定により指定されている雨水出水浸水想定区域、適正化計画において水災害の対象として定める浸水リスク想定区域及び河川への排水困難による内水氾濫の区域（内水浸水想定区域）をいう。

(補助の対象等)

第4条 補助の対象等は、別表1に掲げる施設において新たに設置等を行う別表2に掲げ

る設備とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 都市機能誘導区域及び地域拠点区域における浸水ハザードエリア内（地域拠点区域にあつては想定浸水深3 m以上の区域を除く。）において都市機能誘導施設を運営して事業を行っていること
- (2) 対象設備の機能が維持・確保されるよう補助金の交付の決定日から10年以上、適切な維持管理を行うこと
- (3) 別表2の対象設備のうち、「イ 排水ポンプの設置」及び「ウ 電気設備の移設・嵩上げ」にあつては以下であること
 - ア 想定浸水深が概ね1 m超の区域であること
 - イ 施設内への浸水を防ぐための対策（止水板・防水扉の設置など）が講じられていること
- (4) 申請者が土地及び施設の所有者と異なる場合は対象設備の設置等について所有者から承諾を得ていること
- (5) 都市機能誘導施設の浸水対策において他の補助を受けていないこと
- (6) 市税を滞納していないこと

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2に掲げる設備の購入額及び設置工事費の合計額に3分の1を乗じた額とし、1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。ただし、端数切り捨て後の金額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円（電気設備の移設・嵩上げにあつては5,000,000円）を限度とする。

(事前協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象施設の工事着手又は取得日の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、工事完了の日から起算して1か月を経過した日又は工事完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請兼実績報告書（以下「申請兼実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、これらの期限に提出できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記簿謄本（個人の場合は営業証明書）
- (3) 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
- (4) 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）
- (5) 設備の竣工図及び設置前後の写真
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 売買契約書及び工事請負契約書の写し
- (8) 領収証書の写し
- (9) その他参考となる事項を記載した図書

(交付の決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、申請兼実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、交付決定兼交付額の確定通知書（以下「確定通知書」という。）により、申請者に対し補助金の交付の決定及び交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき

(2) 第5条第1項第2号に規定する条件を満たさなくなったとき

(3) 申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、交付決定を受けた日から、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付決定をした額を10で除して得た金額に、事業期間が10年に満たない期間の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。)を乗じた金額とする。

(財産処分の制限等)

第13条 補助金の交付を受けた者が第5条第1項第2号に規定する条件の期間内に、補助の対象となった設備について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は、貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文(令和4年3月28日告示第104-5号)

令和4年4月1日から適用する。

改正文(令和6年10月1日告示第332-2号)

令和6年10月1日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

区分	対象施設
ア 高次都市機能	1 病院（専門医療）
	2 大規模商業施設
	3 専門店
	4 大学
	5 専修学校
	6 高等学校
	7 博物館・美術館
	8 劇場・ホール・映画館
	9 銀行等本店
	10 市民活動交流施設
	11 アリーナ・交流施設等
イ 身近な都市機能	12 病院
	13 診療所
	14 歯科診療所
	15 調剤薬局
	16 訪問看護ステーション
	17 スーパー・ドラッグストア
	18 銀行等
ウ 少子・超高齢社会に 対応した都市機能	19 介護保険サービス提供施設 （通所型又は訪問型の施設に限る。）
	20 教育・保育施設等

備考

- 1 病院（専門医療） 医療法第 1 条の 5 に定める病院のうち、複数の診療科目を標榜し、高度な専門的診療に対応するとともに、患者の受入等について地域の診療所との連携体制を構築している病院
- 2 大規模商業施設 店舗面積が 10,000 平方メートルを超える大規模商業施設（百貨店、ショッピングセンター）
- 3 専門店 店舗面積が 1,000 平方メートルを超える次の店舗
 - ・ 物販 6 種（衣類、スポーツ用品、家具、家電、書籍・文具、雑貨）
 - ・ 物販 6 種の店舗面積の 2 分の 1 以下で、物販 6 種と一体的に出店する店舗について

ても、専門店に含むことができる。

- 4 大学 学校教育法第1条に定める大学
- 5 専修学校 学校教育法第124条に定める専修学校
- 6 高等学校 学校教育法第1条に定める高等学校（通信制については栃木県が認可した施設に限る。）
- 7 博物館・美術館 博物館法第2条に定める登録博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- 8 劇場・ホール・映画館 劇場法第2条に定める実演芸術を行う劇場，音楽堂等又は興行場法第1条に定める映画館であって，固定座席数が100席以上の施設
- 9 銀行等本店 銀行法第4条に基づく銀行，信用金庫法第4条に基づく信用金庫，労働金庫法第6条に基づく労働金庫，農林中央金庫法に基づく農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫のうち，本社（本部）機能を有する施設
- 10 市民活動交流施設 市民の活動や交流機会の創出を主目的とした不特定多数の利用が可能な公開の施設であって，専用面積が50平方メートル以上かつ概ね200平方メートル程度以下の施設
- 11 アリーナ・交流施設等 スポーツイベントなどを通じて，市内外から多くの来訪者が集い，交流や賑わいの創出や経済の発展・好循環など，本市の活性化に資する施設
- 12 病院 医療法第1条の5に定める病院のうち，市民が日常的に利用する内科や整形外科を中心とした診療科目を標榜し，入院機能を有する病院
- 13 診療所 医療法第1条の5に定める診療所のうち，かかりつけ医として，患者に身近な医療を継続的に提供することができる診療所
- 14 歯科診療所 医療法第1条の5に定める診療所のうち，かかりつけ医として，患者に身近な医療を継続的に提供することができる歯科診療所
- 15 調剤薬局 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局
- 16 訪問看護ステーション 介護保険法第41条第1項の指定を受けた訪問看護ステーション
- 17 スーパー・ドラッグストア 商業統計調査の業態分類表による食料品スーパー・ドラッグストア（都市機能誘導区域にあつては，店舗面積1,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下（上河内地区市民センター周辺エリア及び瑞穂野団地周辺エリアにあつては，3,000平方メートル以下）の施設に限る。また，地域拠点区域にあつては，大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗としての用に供さない施設に限る。）

- 18 銀行等 銀行法第4条に基づく銀行，信用金庫法第4条に基づく信用金庫，労働金庫法第6条に基づく労働金庫，農林中央金庫法に基づく農林中央金庫又は株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫
- 19 介護保険サービス提供施設 介護保険法第78条の2に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた者による当該サービス提供施設
- 20 教育・保育施設等 児童福祉法第39条第1項に定める保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園，学校教育法第1条に定める幼稚園，児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業のうち，同法第34条の15第2項に基づく認可を受ける事業に係る施設

別表2（第4条関係）

対象設備
ア 止水板・防水扉の設置
イ 排水ポンプの設置
ウ 電気設備の移設・嵩上げ (既存施設であって想定浸水深より高い位置への移設又は嵩上げに限る。)